1 審査会の結論

南島原市長(以下「実施機関」という。)が、令和7年4月14日付けで行っ た公文書部分開示決定(以下「本件処分」という。)において不開示とした部分 のうち、本件審査請求の対象となった南島原市分散型エネルギーインフラプロジ ェクトマスタープラン策定委員会(第1回)会議結果の日時・場所の直後に記載 されている委員名(以下「委員名」という。)については開示すべきである。

2 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、実施機関が開示した文書のうち委員名を非開示とし た処分に対し、審査請求したものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人は、審査請求を行う理由として、以下のとおり述べている。

行政機関の計画作成は透明性が確保されるべきであり、民間人についても一 般市民の生活に関わる公の計画作成に携わるのであれば透明性が求められる。

昨今、国や地方自治体のさまざまな計画作成に学識者ら民間人が携わってい るが、その氏名を公開することで行政の公平性が侵害されない限り、氏名は公 開されている。

よって、非開示部分の取り消しを求める委員名については、行政の守秘義務 の対象となる個人情報には当たらない。

3 実施機関の主張の要旨

実施機関が非開示とした委員名については、南島原市情報公開条例(以下「条 例」という。) 第7条第1号に規定する個人情報であり、その取扱いについては、 個人情報の保護に関する法律に基づいており、開示を定める同号ただし書に該当 する情報でもないため、不開示としている。

4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査審議を行った。

- (1) 令和7年5月23日 諮問の受理
- (2)同年7月28日 第1回審査会(実施機関聴取及び審査)
- 同年8月21日 第2回審査会(審査) 同年9月 5日 答申 (3)
- (4)

5 審査会の判断

(1) 条例第7条第1号の該当性について

条例第7条第1号本文は、開示請求に係る公文書に、個人に関する情報(事 業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別 され、又は識別され得るものがある場合は不開示とすることを定めており、本 件において記載されている委員名については、同号に規定する特定の個人が識別され得る情報であることは明らかであり、同号本文の不開示情報といえる。

ただし、同号ただし書によると、次の場合は、不開示情報から除かれ、開示 しなければならない。

- ア 法令又は他の条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の 交付が認められている情報
- イ 慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
- ウ 公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並 びに当該職務遂行の内容に係る情報
- エ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- (2) そこで、委員名が条例第7条第1号ただし書に該当するか否かについて検討する。

本件審査請求の対象である委員名については、市からの委嘱の際に氏名を公にするか否か取り決めていないところ、国又は地方公共団体から委嘱された者の氏名は、公にすることにより具体的な支障が生ずるおそれがない場合は、慣行として公にされている情報と認められる。よって、同号ただし書イ(慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報)に該当するものといえる。

(3) 結論

以上の検討の結果、委員名については不開示情報といえず、「1 審査会の 結論」のとおり判断した。

6 付言

実施機関は、本件処分時に、委員名について、条例第7条第1号を根拠に審査請求人に対して不開示の通知をしていた。しかし、前記5の(2)のとおり、この判断は誤りと言わざるを得ない。条例第7条各号に規定する不開示情報の適用については、慎重かつ適切に判断されなければならず、十分に検討のうえ処分を決定してしかるべきである。実施機関においては、条例の趣旨を十分理解のうえ、適切な運用が図られるよう当審査会として要望する。

なお、併せて本件処分において不開示とされた次に掲げる事項についても、不 開示の理由に誤りがあったため、当審査会としては、以下の理由により開示すべ きと考える。この点、審査請求人は審査請求書の審査請求の趣旨の欄で次に掲げ る事項については処分の取り消しを求めていない。そのため、当審査会としては 審査会の結論の箇所で判断をしていない。しかし、当審査会としては、付言とし て、次に掲げる事項についても開示することを要望する。

(1) 策定委員会会議結果議事録中の会長名

一般的に、議事録中の会長名は、公にすることにより具体的な支障が生ずるおそれがない場合は、慣行として公にされている情報と認められる。よって、

前記5の(2)と同様の理由にて開示すべきである。

(2) 南島原市分散型エネルギーインフラプロジェクトマスタープラン策定委員会会議結果に記載されている職員(以下「本件職員」という。)の氏名

実施機関は、本件処分時、本件職員の氏名について、条例第7条第7号及び個人情報の保護に関する法律第78条第1項第2号に該当することを不開示理由の根拠として審査請求人に通知していた。しかし、同号に該当することを不開示理由の根拠として挙げたことについては、そもそも同法の適用を誤っている。したがって、本件職員の氏名は、条例第7条第1号ただし書ウに該当するため開示すべきである。

(参考) 答申に関与した南島原市情報公開審査会委員

氏名				役職	備考
伊	東	讓	=	長崎県弁護士会	委員長
横	Щ		均	長崎県立大学 教授	
藤	野	美	保	総務省行政相談委員(元長崎県職員)	
柏	田		正	長崎県人権擁護委員連合会	